警戒区域所在の工場で製造される製品の部品を納入していた茨城県所在の製造業者の売上減少に伴う損害(間接被害)が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 営業損害(間接損害による逸失利益)

期 間 中成23年3月11日

至 平成24年5月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、 金109万0223円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が 記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書 の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月13日

(仲介委員 岡本弘哉)